

1 会 議 名 決算特別委員会

2 日 時 平成30年10月5日(金) 9時59分開会
14時49分閉会

3 場 所 議場

4 出席委員 野畑直委員長、仮屋園一徳副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
竹原恵美委員、中面幸人委員、大田重男委員、
濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、山田勝委員

5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 大漣 昭裕

6 説明員

市長	西平 良将 君	副市長	春原 善幸 君
・財政課			
課長	栗野 寛教 君	課長補佐	大田 省吾 君
係長	丸塚 明子 君	係長	松下 直樹 君
・総務課			
課長	松崎 裕介 君		
・企画調整課			
課長	山下 友治 君		
・税務課			
課長	垂 義継 君		
・福祉課			
課長	川畑 幸博 君		
・健康増進課			
課長	児玉 秀則 君		
・商工観光課			
課長	堂之下 浩子 君		

7 会議に付した事件

認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)

認定第2号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)

認定第3号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(簡易水道特別会計)

認定第4号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について

(交通災害共済特別会計)

認定第5号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)

認定第6号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)

認定第7号 平成29年度阿久根市水道事業会計の決算の認定
について

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

野畑直決算特別委員長

昨日に引き続き委員会を開きます。

認定第1号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

(財政課入室)

課長の説明を求めます。

栗野財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。

初めに、総括的な事項についてであります。平成29年度一般会計におきましては、老朽化した市民会館の代替施設となる市民交流センターの建設について、平成29年2月に着工し、平成30年の完成を目指し整備を推進したこと。市営寺山住宅6号棟の建設による住環境の整備を図るとともに、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる新型交付金を活用し、災害時の避難経路となる道路、橋りょうの整備や高規格救急自動車の整備を行い、災害に強いまちづくりに取り組んだこと。新たに明治維新150周年事業として、寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに取り組むとともに、阿久根の魅力を全国に発信する阿久根の魅力PR事業として、映画「かぞくいろ」の制作費用の一部を支援したこと。2年目となる華のバーベキューAKUNEを開催し、華鶴和牛や地元農産物の販路拡大と交流人口の増加に引き続き取り組むとともに、新たに果樹苗木購入補助事業を創設し農家の負担軽減を図ったこと。農業次世代人材投資事業、いわゆる旧青年就農給付金事業や壮年世代新規就農者支援事業並びに漁業後継者就業支援事業による支援を引き続き実施し、農業・漁業後継者の定着と確保に取り組んだこと。かごしま国体のボクシング競技開催会場となる総合運動公園の施設及び周辺の整備を進めるとともに、大会運営に万全を期すための体制づくりを図ったことなどを含めた各般の施策を通じて、市民福祉の向上による笑顔あふれる夢のまちづくりを目指し、取り組んできたところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、まずは、一般会計における総括的な事項について、その概要を御説明申し上げます。

決算に関する説明書の1ページをお開きください。平成29年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額、A欄は、132億7,325万5,574円、歳出総額、B欄は、126億9,159万345円であり、形式的な収支である歳入歳出差引額であるC欄は、5億8,166万5,229円であります。この歳入歳出差引額、C欄から、翌年度へ繰り越すべき財源、D欄の237万7,800円を差し引いた実質収支額、E欄下段は、5億7,928万7,429円であり、この実質収支からE欄上段の前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支、F欄は、マイナス2,292万1,505円であります。さ

らに、この単年度収支、F欄に、財政調整基金への積立金、G欄の3億612万5,654円を加え、同基金の取崩額、I欄の3億1,079万6千円を差し引いた実質単年度収支、J欄は、マイナス2,759万1,851円となりました。なお、表の区分のD欄の翌年度へ繰り越すべき財源であります。先年の平成30年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした老人福祉センター解体工事設計業務委託など4事業の一般財源の合計額であります。

次に、2ページ及び3ページの普通会計に係る経常収支の状況について、御説明申し上げます。これは、毎年度総務省により実施される地方財政状況調査、いわゆる決算統計における統計上のルールに従って決算額を分類したものであります。歳入歳出とも、一般会計の決算額と870万8千円余りの差がありますが、これは地方財政状況調査の作成ルールに基づき、一般会計で支出した後期高齢者医療特別会計に係る委託料等の一般会計負担分について、特別会計に振り替えたことなどによるものであります。

2ページの歳入についてであります。平成29年度における歳入合計は、132億6,454万7千円であり、うち、市税や普通交付税等の経常一般財源は、62億9,307万3千円であります。

次の3ページの性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は126億8,288万2千円であり、義務的経費の決算額の構成比では、人件費が前年度と比較して1.3ポイントの減、扶助費が2.1ポイントの減、公債費が0.9ポイントの減、義務的経費全体では4.3ポイントの減となっております。このうち、人件費は、退職手当組合負担金の減などにより、1,134万2千円の減、扶助費は、年金生活者等支援臨時給付金事業の増となった前年度に比べ487万6千円の減、公債費は、市債の一部の償還が終了したことなどにより423万3千円の減となり、義務的経費全体では、2,045万1千円の減となりました。

また、その他の経費では、物件費は、再生可能エネルギー構造高度化調査・研究業務の増などにより、前年度に比べ7,200万9千円増の13億4,403万2千円、補助費は、映画「かぞくいろ」の制作への協賛金2千万円などにより、3,311万円増の10億2,196万4千円、積立金は、財政調整基金への積み立ての減などにより、2億3,990万6千円減の9億8,901万6千円、投資及び出資金・貸付金は、素畜導入事業貸付金の減などにより、6,200万円減の7,035万円、繰出金は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰り出しの減などにより538万7千円減の14億4,571万9千円となりました。

投資的経費では、普通建設事業は、前年度に比較して13億9,379万5千円増の25億7,848万3千円であり、前年度の28年度からの繰越事業であります市民交流センター建設事業費の約9億円余りと寺山住宅6号棟の建設事業費の約2億円余りが主な増加要因であります。

次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。経常収支比率は財政構造の弾力性を判断する指標であり、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費、いわゆる経常的経費に充当され

た一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、いわゆる経常一般財源に占める割合であり、平成29年度は、91.9%となり、前年度より2.0ポイントの増となっております。これは、歳出に充当する経常一般財源が、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費においてほぼ横ばいであったものの、物件費及び補助費が増加したことにより、約1億1,700万円余り増となった一方で、歳入における経常一般財源は、市税が増加したものの普通交付税が減少し、約1,300万円の減となり、結果として算出される経常収支比率が増となったものであります。その他、財政力指数や実質収支比率などの財務指標については、監査委員の審査意見書の4ページから5ページに記載してあるとおりであります。

次に、決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、一般会計における款別決算の状況であります。それぞれ、所管の課等において説明がなされたところであり、総括的な説明は省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。

まず初めに、財政課所管分の主な特徴といたしましては、歳出では、財政課所管基金への積立金が約2億3,400万円余りの減となったことなどにより、前年度比で約2億5,900万円余りの減となったところであります。

歳入では、地方交付税が約1億100万円余りの減、繰越金が約2億9,600円余りの増及び地方消費税交付金が約900万円余りの増となったことなどにより、前年度比で約1億9,800万円余りの増となったところであります。

それでは、決算に関する説明書及び事項別明細書により御説明いたしますが、金額につきましては、千円未満を切り捨てて申し上げます。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

決算に関する説明書は26ページ、事項別明細書は21ページをお開きください。第2款総務費1項5目財政管理費は、予算現額397万7千円、支出済額396万6千円、不用額1万円であり、執行率は99.73%であります。このうち、13節委託料の支出済額375万8千円は、公会計制度に基づく財務諸表連結等支援業務であります。

次に、決算に関する説明書は27ページにかけて、事項別明細書は22ページにかけてとなりますが、7目財産管理費は、予算現額8億9,285万5千円、支出済額8億8,966万円、不用額97万9千円であり、執行率は99.64%であります。

このうち、財政課所管分について、御説明いたします。

13節委託料の支出済額607万3千円のうち、財政課所管分は39万4千円であり、旧国民宿舎における電気工作物保安管理業務や普通財産の土地鑑定業務に関する委託料であります。また、翌年度繰越額の221万5千円は、老人福祉センター解体設計業務委託であり、翌年度に繰り越して実施することとしたものであります。なお、当該業務委託につきましては、本年6月に完了したところであります。

次に、19節負担金補助及び交付金の支出済額68万6千円のうち、財政課所管分は、電子入札システム共同利用市町村負担金63万3千円が主なもので

あります。

次に、25節積立金の支出済額8億6,533万5千円は、財政調整基金、市有施設整備基金、減債基金及び市民交流施設整備基金に積立てを行ったものであり、内訳は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は67ページ、事項別明細書は66ページをお開きください。第12款公債費1項1目元金は、市債償還金の元金であり、予算現額9億4,659万3千円、支出済額9億4,655万6千円、不用額3万6千円、執行率は99.99%であります。また、2目利子は、償還金の利子であり、予算現計7,415万6千円、支出済額7,368万円、不用額47万5千円、執行率は99.36%であります。このうち、会計課所管の一時借入金を除く財政課所管分の市債償還金利子の支払済額は、7千316万円であります。なお、平成29年度末の市債残高は、監査委員の審査意見書の20ページに記載してあるとおり、前年度と比較して5億4,643万6千円余りの増となり、101億1,437万6千円となったところであります。

次に第14款予備費については、予算計上額は、1,500万円ですが、77万1千円の充用を行っており、不用額は1,422万9千円です。充用の内容につきましては、監査委員の審査意見書の20ページに記載のとおり、大淵川共同水道組合の水源ポンプ故障に伴う補助金の1件であります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に歳入の主な内容について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。第2款地方譲与税の収入済額1億2,935万2千円は、前年度比75万3千円の減であり、地方揮発油譲与税は52万2千円の減、自動車重量譲与税は23万1千円の減となったものであります。

次に、事項別明細書は2ページから3ページにかけてですが、第6款地方消費税交付金の収入済額3億8,314万1千円は、前年度比933万8千円の増ですが、平成29年度は地方消費税の清算基準の見直しにより、経済センサス基礎調査に基づく従業者数と人口の比率の見直しがなされ、人口の算定ウェイトが大きくなったことが、増額交付に一定の影響を与えたものと推察されるところであります。なお、地方消費税交付金は一般財源ではありませんが、民生費の社会福祉費等の社会保障施策に要する経費等に充当したものと整理いたしております。

第7款自動車取得税交付金の収入済額2,056万1千円は、交付金の基礎となる自動車取得税の税収が伸びたことに伴い、前年度比538万7千円の増、第8款地方特例交付金の収入済額461万9千円は、前年度比37万8千円の増であります。なお、地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施などに伴う財源措置として設けられた減収補てん特例交付金でございます。

次に、第9款地方交付税の収入済額41億2,337万3千円は、前年度比1億139万8千円の減であり、このうち、普通交付税が8,814万8千円減の34億3,214万7千円、特別交付税が1,325万円減の6億9,122万6千円でございます。

普通交付税においては、算定の基礎数値である人口の減や、75歳以上の人口についての単位費用の減額などに伴い、算定された基準財政需要額が前年度に比較して、4,300万円余りの減となる一方、市税収入の増加に伴い、基準財政収入額が4,400万円余りの増となったことにより、基準財政需要額と基準財政収入額の差額により算出される普通交付税は、約8,800万円余りの減となったものであります。

次に、決算に関する説明書は18ページから19ページにかけて、事項別明細書は13ページから15ページにかけてになりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入の収入済額1,82万1千円のうち、財政課所管分は、現年度分の土地の貸付収入940万円、過年度分の土地の貸付収入10万5千円であります。このうち、現年度分の土地の貸付収入の主なものは、桑原城工業団地の貸付料5百6万円であります。なお、収入未済額287万6千円は5名の未納によるものであります。前年度より5万8千円の増となっております。

次に、2目利子及び配当金の収入済額1,722万9千円のうち、財政課所管分は、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る基金運用利子であり、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。また、株式配当金は、前年度比503万7千円減の502万9千円ですが、内訳としましては、株式会社阿久根食肉流通センターが503万7千円、株式会社南日本放送が18万円、株式会社南日本銀行が7万5千円あります。

2項1目不動産売却収入の収入済額750万8千円のうち、財政課所管分の収入済額はないところであり、収入未済額の379万6千円が財政課所管分あります。これは、普通財産について、払下げの要望を受け、土地売買の契約締結を行いました。年度内に土地代金の支払いがなされず、収入未済となったものであります。なお、当該案件については、契約相手方と引き続き払下げに向け調整を行っているところであります。

次に、第17款繰入金、1項基金繰入金のうち、財政課所管分は、財政調整基金からの繰入金3億1,079万6千円を、財政運営等の必要から繰り入れたものであり、市有施設整備基金からの繰入金2億8,035万2千円のうち、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる新型交付金を財源に積み立てた分として、市民交流センターや高規格救急自動車、道路整備や橋りょう整備に充てる財源として約1億8,700万円余りを、その他に総合体育館の空調整備などの市有施設の整備に充てる財源として、約9,200万円余りを繰り入れたものであります。なお、定額運用基金を除く各種基金の現在高については、監査委員の審査意見書34ページに掲載してありますので、御参照ください。

次に、決算に関する説明書は20ページになりますが、第18款繰越金については、前年度平成28年度の決算剰余金であり、説明を省略させていただき、事項別明細書は16ページですが、第19款諸収入5項4目雑入のうち、財政課所管分の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書22ページの備考欄の上から2番目の区市町村振興協会市町村交付金4,996万2千円は、市町村振興宝くじ等の売上げ収益金の中

から交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は18ページであります。第20款市債1項15目臨時財政対策債の収入済額は、前年度より1,239万6千円の増となる2億9,359万3千円であり、地方の財源不足額を補てんするために借り入れたもので、後年度の元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。

以上で、歳入歳出決算額についての説明を終わり、次に、財産に関する調書についてであります。監査委員の審査意見書の31ページから34ページにかけて、土地、建物、債権のほか、財産の種類ごとに平成29年度中の増減内訳などについて記載してあり、また、定額運用基金を除いた基金の推移を示してありますので、御参照いただき、説明を省略いたします。さらに、基金の運用に関する調書についても、土地基金などの定額運用基金の運用状況について、審査意見書の35ページから36ページに記載してありますので、その記載内容をもって説明に代えさせていただきますと思います。

以上で、認定第1号に係る平成29年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

説明書の8ページ、9款1項1目、地方交付税についてちょっと教えてください。地方交付税と特別交付税の割合は、ちょっと計算してみれば、83.2%と16.8%になってるんですけども、大体、この4、5年見ても同じような数字なんですけれども、聞きかじったところでは、原則、普通交付税が94%、特別交付税が6%が原則であるというのを聞いたんですけども、だいぶ特別交付税が多いんですけども、この辺のことはどんなふうになっているのか、教えていただければありがたいです。

栗野財政課長

普通交付税と特別交付税の配分額についてでございますが、国の予算においては普通交付税額、特別交付税額の配分の割合が決められております。地方交付税全体額の6%を特別交付税として地方に交付するとされております。普通交付税は先ほど私の説明の中にもございましたが、基準財政需要額という地方の需要額と、それから基準財政収入額という地方の収入額の差額を、財源が不足するであろうという算定をいたしまして、これを全国の自治体に交付するという制度となっております。それは一定の算定ルールに基づいて機械的に算出されるものでございます。ですから、阿久根市などの個別の自治体における特別な需要を反映いたしておりません。これが普通交付税でございます。一方で、ある自治体においては災害が頻発し、特別な財政需要が生じたという場合にあっては、特別交付税という形で報告をいたしまして、それに対して交付されるというものでございます。普通交付税では捕捉されない、捉えきれないものについて、自治体の財政需要があるということで交付税総額の6%分を県及び国

が算定をいたしまして、各自治体に配分するというのが特別交付税であります。阿久根市において、その割合が6%を超えておるといふ状況につきましては、私どもがこういった特別な需要がありますという報告のあったものについて、国のほうで適正に必要と判断される経費、それから、一方では6%という枠が決まっておりますから満額配分されない、調整される部分もありますが、そういった調整で配分される部分と合わせますと、阿久根市においては6%を超えるような財政の需要があると判断されて交付されているという状況であろうかと思っております。以上でございます。

渡辺久治委員

機械的に、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが普通交付税ということはあるんですけども、でもこの特別交付税もずっと同じような割合だなどというのを私は見たものですから、その辺はちょっと疑問だなど思ったもので。これはでも、しかし、機械的というか、毎年の慣例みたいによって、その自治体の状況によって交付されるというふうに考えればいいわけですね。

栗野財政課長

御質問のとおりでございます。特別交付税の中でもありますね、実際のところ、政令によって、国のほうによってこういった経費は補填しますよと決められた経費と、そうではない、国の裁量、県の裁量によって需要額が交付される部分もございます。政令によって決められている部分については、要望したところについては交付されるということになっております。例えば、わかりやすいものと言いますと、地域おこし協力隊の経費なども特別交付税で措置をされております。本年度から取り組んでおります集落支援員の経費も特別交付税で措置をされる予定であります。そういった経費については決まった経費という形で特別交付税で措置をされます。一方、災害に関する経費は全国で災害が多発する場合に関しましては、一定程度按分されるというような部分がございます。特別交付税では通常、阿久根の場合においては夏場の災害が主ですけども、全国的には冬場の積雪による災害も特別交付税の算定の中に含まれておりますので、雪が多かった年、ないしは台風等による災害が多かった年などについては、災害分としての配分が減額調整されて少なくなる可能性がございます。ただ、一定の水準をいただいているというのは、政令によってこういった経費は措置しますよというものが決められているので、一定の経費は確保されているものと思っております。ただし、内訳については国のほうや県のほうからは示されません。以上でございます。

渡辺久治委員

これがちゃんと交付されるには自治体の財政基準が健全でなければならないというのがあるかと聞いておるんですが、その辺はいかがですか。

栗野財政課長

特別交付税が交付される条件として、各自治体の財政状況が健全であるということが条件ということにはならないのかなというふうには思っております。政令で決められた経費は、もちろん政令で決められておりますから、決まった経費が交付されます。ただ、一方で裁量による経費は実際の内訳は私どもには示されません。要望はいたしますけれども、こういった考えで交付いたします

よという内訳は国のほうからはございません。ですから、財政状況が悪い団体にはあえて交付しない、ないしは逆に交付する、そういったところの判断は、私どものほうでは現段階ではわからないところでございます。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

決算に関する説明書の26ページ、2款1項7目、財産管理費の部分の、右の備考欄にございます出会謝金ですね。これは、旧国民宿舎跡地選定委員会の委員に対する出会謝金という理解でよろしいですか。

栗野財政課長

そちらに記載の3万3千については、全額が委員御質問のとおり、国民宿舎の選定委員会の出会謝金となっております。以上です。

白石純一委員

それに関連してちょっと教えていただきたいんですけども。これに関連して、その結果を受けてHKR社との協定を結ぶ方針を市が示しておられますが、本日時点で締結が終わっているかだけ教えてください。

栗野財政課長

協定の締結についての御質問かと思いますが、本日時点では協定の締結には至っておりません。ただ、協議をいたしておりまして、概ね協議が整ってきたなという段階にございます。以上です。

白石純一委員

今月末から議員と語る会がございまして、そのときに状況も報告をしなきゃいけないだろうし、市民からも聞かれると思うので、もし協定が締結されたら速やかに議会のほうに教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

最初に説明のあった主要な事業の財政部分でお尋ねをしたいんですけども、成果説明書では、寺島宗則の件です。成果説明書では159ページ、7款1項3目で事業が進んでいます。スタートでは、この事業というのは企業版のふるさと納税を全て充て、これは全てでこれは賄われると理解してスタートを切っているんですけども、2番議員が別途の委員会で尋ねたときには、何かしら取り崩して、財政調整基金を取り崩して対応するというような回答も受けているところでした。少し話がこう、その将来に向かってこういう発言があったわけなんですけれども、これ自体は財政課としては了承の内容だったんでしょうか。

栗野財政課長

明治維新150周年事業における寺島宗則の旧家の保存活用のお話かと思えます。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、企業版のふるさと納税でおおむね全額を賄うという予定で事業をスタートさせております。商工観光課において地方再生計画の認定を受けて、企業版ふるさと納税で賄うということでスタートした事業でございます。認定の際には5億を超えるような金額であ

ったと思いますけれども、実際のところは3億ぐらいに落ち着くのかなというところが、今の段階で私ども財政課が思っているところです。ただ、こちらにつきましては本年度と来年度、30年度と31年度に事業を実施する予定としております。その大きな金額を企業版ふるさと納税で賄うという予算にしておるところでございます。実際のところは寄附の集まりが芳しくないというのは事実でございます。ただ、こちらについて、今の段階で寄附を集めることを断念するという状況にはないのかなと思っておりますし、これは私ども市役所の職員、それから地元の住民の方々を含めた市民の方々、それから議会の議員の皆さまにも御協力をいただきながら、市民一丸となって企業版ふるさと納税という制度を利用して、寄附金額を目標額に達するように集めていきたいと思っております。議員の御質問の内容は、もし集まらなかった場合はという御質問だと思いますが、予算については歳出と歳入がございます。歳出につきましては、例えばこれを1億歳出で組みますと、その財源として9千万円を寄附金で集めますという形になった場合、残りの1千万円が一般財源だという場合で、9千万円の寄附が集まらなかったとなりますと、歳出で予算は執行してしまいますので、その分の財源がなくなってまいります。こちらをどうするかというのは、3月までの補正予算の中で財源を組み替えるという手法、またはそのまま決算に流すという手法がございます。歳出としてはお金が出てまいりますから、出ていくお金というのは1億円が決まって出ていくという形になります。歳入としては、当初が1千万を一般財源で、9千万を寄附金でということでしたが、この9千万円のうち5千万円が集まらなかったとなりますと、その5千万円の財源を振り替えるか、または決算に流すかという形になります。決算に流すということは、逆に言うと決算剰余金という形で、今回5億を超える決算の一般財源が出てまいります。こちらの状況と同じような感じになりまして、この5億余りの金額を食いつぶすという形になって、決算で流れていくという対応がございます。議員が御指摘のように基金でという対応を行うとするならば、3月までの補正予算の中で、最終予算までの中で財源を組み替えて基金の取り崩し額をここに充てるというのが一つの手です。もう一方で、基金を使わずに決算に流すという形になりますと、決算剰余金を活用して使っていくという形になります。ただ、危険なのは決算剰余金で流すという形になりますと、場合によっては赤字ということもあり得ます。こういったことがならないように財政運営をしないといけませんので、最終的見極めが大事ですけれども、補正予算の中でどの程度財源の組み替えをいつ時点でやるかというのに関しましては、今後、注意が必要と考えているところでございます。以上です。

竹原恵美委員

企業版ふるさと納税がどのくらいになるかは、今、わからないところであり、集まらない可能性はもちろん最初からあったわけなんですけれども、それがどう処理されようが、組み替えだろうと剰余金で流すというやり方にしろ、それは手法なんです。財政課っていろんな課から要求があって、それに対してすっと了承をして組んではいけないということは、そういうふうに理解をしていて、もっと効率的に、または、これは今やるべきではない、優先順位がないというふうに処理をしていると、私はそういう指導といいますか、方向性をつけ

る課でもあるというふうに理解をしているんですが、この件において、何かしら将来に対して提案なさったり、指導とは言いませんけれども、提案、改善の内容は何かいたしていらっしゃるのでしょうか。

栗野財政課長

財政課としての話かと思いますが、予算を編成し、査定をしていく中においては、もちろん一番気にするのは財源でございます。仮に1億の事業をする場合に、国の補助金や県の補助金が2分の1あればしめたものだというふうに思われます。同じような優先順位で1億の事業がありまして、その1億の事業を国の補助金で2分の1を賄えるものと、それから同じような必要性があって一般財源で1億を賄うもの、こちらについてどちらがつきやすいかと言いますと、国の補助金等を活用し、市の負担が2分の1になるものについてが、どちらかという予算が計上されやすいというほどの自治体でも考えられるところですが、今回の案件につきましては、もちろん企業版ふるさと納税という形を特定財源として財源に入れております。こちらについて、確かに当初の見込みよりも寄附が集まらない可能性のほうが強くなってきているのは、隠しようもない事実ではございます。ただ一方で、この制度は新たな制度でございまして、企業版ふるさと納税という制度、これを活用してという発想の中で、できるだけ市の負担が少なくなるよう取り組むという視点においては、財政課としては予算の査定をしやすかったというのも事実ではございます。一方で、この事業全体を見ますと、阿久根市における脇本地区、実際に私も現場に行きまして建物の中に入ってもおりますが、歴史のある建物であるということと、それから、市内においてあれほど大きな木造の家屋が残っているというのが、事実上ないという状況。それから、さらにそれがゆかりのある、明治維新の立役者にゆかりのある建物であると。そういったところについて、朽ちていく状況をそのまま見逃すのか、それともこれを保存していくのかという判断に至っては、保存していくという手が将来の阿久根にとってよいのではないかと考えたところもございまして。さらに、事業は当初は6億円ぐらいかかるのではないかと見込まれておりましたけれども、それについては、記念館なるものが現在計画をされておりますけれども、当初の想定では違う場所につくるという予定でございましたし、もっと規模の大きなものでございましたが、そちらについては財政課、私の職責としてちょっと遠いんじゃないかということと、豪華すぎるのではないかという話は計画の段階でお話をさせていただいたところです。そういった状況を踏まえまして、今、現段階では6億ではなく、3億前後、3億を切ればというところだと思いますが、そういった状況の中で、今後、将来にわたって150年ぐらい前の建物を保存し、それを有効に活用していきたいという中で、予算の決め方と、ないしは執行の仕方というのを考えなければいけないというふうに感じているところでございます。以上でございます。

竹原恵美委員

では確認をしたいんですけれども、おっしゃるとおり、足りるだけのふるさと納税は得られそうにないことがおおよそ見えてきたんですけれども、その結果、阿久根の財政に対して過大な負担になり得るだろうかという点においては、どのような御意見をお持ちでしょうか。

栗野財政課長

議員が御懸念されているのは、そういった箱物の整備によって将来にわたって初期投資の部分だけではなくて、ランニングコストも含めてですね、将来に負の財産になるのではないかという御懸念かと思われませんが、私の考え方としましては、確かに将来において負の財産になる可能性はございます。ただ、これは歴史的な建物をどう生かしていくのか、活用していくのかという部分で、金銭的な価値に置き換えられるかどうかわからない部分も多々あるかと思えます。阿久根市においては古くは貿易の盛んな港、貿易港として栄えたところかと思えますが、そういった歴史的なものという形で何か保全されてるものがあるかというのと、そうはないのかもしれない。そういった状況の中で、明治維新の立役者である寺島の旧家を保存し、保存するだけではなく、そこで得られる子供たちの教育であるとか、ないしは人々との交流であるとか、そういったものに活用をどれだけするかが今後重要になってこようかと思えます。財政がこれによって速やかに悪化するという状況に、私は今の段階ではないと考えております。それよりも今後必要になってくるのは、それらを含めまして、この阿久根市が交流人口の拡大や定住の促進などによって、持続可能な自治体として取り組んでいくということが必要なわけございまして、中長期的な観点で将来に向けて投資をするという事業については、一定程度のお金はやむを得ないのかなと思っております。現在、基金も60億を超えるような基金がございまして。阿久根市における60億の基金を持っているというのは、非常に大きなものだと思っております。これまでの節約、節減の効果があったものと思っております。これを無駄に今の世代だけで使うのではなく、将来に向けて投資をするという使い方もあるのではないかと考えているところです。ですから、一時的に財政が急激に悪化するという状況は考えておりません。ただ、一方で、今後については懸念もございまして。先ほど私の説明の中で地方債残高が100億を超えましたというような説明をさせていただきました。こちらについては私が思いますと、まだ推計の段階ではございますが、105億、110億、15億とふえてくる可能性がございまして。本年度、来年度、再来年度、32年度ぐらいにまでにかけて廃棄物処分場の負担を10数億いたさなければなりません。こちらは市債で賄えます。一方で市民交流センターも市債で賄った部分もございまして。そういった借金の残高がふえてくるという状況もございまして。そういったものとの兼ね合いを、将来に生きた借金にするのか、しないのかという取り扱いが今後の財政運営では必要であって、一時的に投資をすることが財政を悪化させるかどうかということに関しては慎重にならなければなりません。お金を使うべきところには使っていないといけないというふうには、私のほうでは考えているところです。以上です。

竹原恵美委員

施設をつくるときには、初期投資より、結局、ランニングコストのほうが一太郎かかる。それに、今整備しても恐らく50年と持つものではおおよそないものではあります。これからしていただきたいのはランニングコストに対しても厳しい目で指導をしていただきたいと思っております。以上です。

白石純一委員

忘れていました。先ほどと同じ26ページ、2款1項7目、財産管理費の出会謝金。この3月の、実質1回の選定委員会で、3月は第2回と理解していません。第1回は応募前の段階ですので、実質、この3月が最初だと理解してはいますが、ここで、先日の本会議でお伺いしましたが、この選定委員会で2事業者の提出された書類、特に1社は募集要項に基づいて提出された地元企業の応募書類、これが委員に配布されなかったということについて、その理由をお伺いしたところ、時間の制約で配付しなかったということですが、選定委員会の選定の場にその書類を配布していないということは、私は不適切だと思うんですが、課長はそれは思っておられませんか。

栗野財政課長

先の議会の中で、一般質問の中で答弁をさせていただいたところですが、第2回の選定委員会に関しましては、民間の委員の方々、広く御参集いただいた中で出席がいただける一定の時期しかございませんでしたので、日程を調整しますと2時間か3時間ぐらいしか阿久根のほうに来ていただけないという状況もございました。遠方の方、鹿児島市内の方等ですね。そういった状況の中において、2社の提案を2社同じようにやっていただくということでプレゼンテーションを実施をいたしました。1社は資料が出てきておらないわけですから、もう1社は出てきておりましたけれども、2社ともにプレゼンテーションという形でパワーポイントで実施をさせていただいたという状況であり、それは状況としては配布をしなかったと言われると、適正でなかった可能性はありますけれども、その状況の中においては2社を公平に取り扱おうという趣旨で行ったものであり、決して不適正とまで言えるものではないと判断しているところでございます。

白石純一委員

1社は失格と、もともと^{そじょう}俎上に上る資格もなかった会社でありますので、それを同等に扱って、募集要項に基づいて出してきた書類を選定委員に配布していなかった、時間がないというのは、事前にも配布できればできたわけですので、それは私は合理的な理由ではないと言わざるを得ません。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(財政課退室)

○認定第1号～認定第7号

野畑直決算特別委員長

各課等の質疑が終了いたしました。

ここで、認定第1号から、認定第7号までを一括して議題とし、総括して意見を伺いますが、これは、これまでの審査においてなお、さらに疑義があるものについて、質疑を行うものであります。

なお、総括した質疑を行う際は、ページ数、予算費目を明確にお願いいたし

ます。

御意見のある方は挙手してお願いします。

白石純一委員

事項別明細書の市民税についてですが、徴収率が芳しくないと。19市中19番目ということについて、理由と対策を改めて市長にお伺いしたいと思います。

次に、成果説明書の49ページから53ページにかけて、及び58ページ。49から53ページについては、成果説明書ですね、4款1項2目、一般会計ですけれども、次の58ページについては8款1項、これは特別会計ですね。

3つ目として、成果説明書の42ページ、3款2項4目、児童館費で、いまだに児童館の施設が耐震基準を満たしているか、満たしていないかが不明な建物で子供たちを預かっているということに対する所見を伺いたいと思います。

野畑直決算特別委員長

以上ですか。

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

7款1項3目、観光費についてで、明治維新150周年記念事業です。企業版ふるさと納税を財源とするが、目標値を確保できなかった場合の対応についてお聞きしたいです。

そしてもう一つあります。特別会計のほうで、国民健康保険特別会計で施設勘定、大川診療所運営事業のことです。黒字化の意味を確認し、その現実性をお聞きしたいです。

野畑直決算特別委員長

以上ですか。

ほかに。

白石純一委員

きょうの審議で総括をしなければと思ったものですから、26ページ、2款1項7目の報償、出会謝金に関連して、その選定委員会のあり方が適切だったのかを市長にお伺いしたいと思います。

野畑直決算特別委員長

今、伺いました以上6件に関して、質疑を行いたいと思います。

執行部の出席があるまで暫時休憩いたします。

(休憩 11:03～13:29)

(執行部入室)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、認定第1号から認定第7号の7件を一括議題とし、通告のあった総括した質疑を行います。初めに白石委員の質疑を行います。順次質疑をお願いします。

白石純一委員

最初に、認定第1号、歳入の第1款、市税に対してでありますけれども、徴収率が91%くらいですか。19市中19番目ということで、決して感化できない数字なんですけど、この要因ですね、現年度については比較的徴収はされているけど、過年度の滞納が膨らんでいるということも委員会ではお伺いしましたが、もう一度その辺り。そして、今後どうされたいのか、どうされるのか。徴収率を高めるために例えば、人員不足があれば人員をふやすとか、また皆さんも御存じのとおり、以前に国税局の査察部でしょうか、の映画になりましたけれども、かなり専門性のある、数年でできるような経験と知識ではおぼつかないお仕事なのかなど。また、その主人公も女性でしたけれども、男性だけではなくて女性のやっぱり気がつくところだとか、あるいは男性に比べてソフトなアプローチでですね、税収納を高めていくということも、映画の世界ですけどもありました。その辺り、理由と今後の対策をお聞かせください。

西平市長

それでは、白石議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、市税の徴収率の低さの改善策についての御質問でございました。収入率を改善させるためにまず、現年度分の収入率を向上させることが不可欠であると考えております。現年度分につきましては、滞納が発生した場合は督促状の発送はもとより、催告書の発送を初めとした滞納整理事務に着手し、次年度への滞納繰越とならないよう取り組みを進めております。次に、滞納繰越となっている滞納者に対しての生活状況の調査、預貯金の調査、搜索等を徹底して行い、適切な滞納処分を実施し、滞納繰越額の縮減を図っていきたいと考えております。これらの取り組みを専門的に実施するためには、平成30年度において、税務課への業務分担の一部を変更し、また係の名称も滞納整理係として変えまして発足させたところであります。限られた人員ではございますけれども、収納率向上に向けて取り組みを進めているところであります。また、昨年度において、滞納整理システムを新たに導入し、活用することにより、より効率的、効果的な滞納整理事務を推進しているところであります。なお、滞納整理につきましては、専門的な法的知識も必要であることから市町村アカデミーが実施します滞納整理専門の研修のほうを受講させ、合わせて国税庁OBを滞納整理指導員として雇用し、効果的な滞納処分についての指導、助言を受けながら職員が滞納整理に関する資質向上に努めているというところでございます。

白石純一委員

今、国税庁OBもいらっしゃるということですか。

西平市長

はい、来ていただいて指導していただいている状況です。

白石純一委員

督促状になるんですかね、期限までに最初に納めにならなかった市民に出す、改めてこの日までに納めてください。そうでなければ金利が発生しますよという部分について、よく送られてくるハガキ状の裏表張り合わせたものですね。それを、サンプルを見せていただいたんですけれども、金額のところを、いつまでにこの金額をといるところには金利が発生しますよということは一切書いてないんですよ。その裏をまたはがして見なければ、しかも小さな文字で例

えば赤で、あるいは大きく目立つような形ではないものですから、それだけもらうと普通の税金の支払いなのかということであらうと見過ぎてしまうということもあると思うんで、その辺りのより注意を喚起するというやり方はできないんじゃないでしょうか。

西平市長

督促状のほうにはですね、督促にかかわる手数料というものが表記されているというふうに私も理解しております。なお、この催告書についてはですね、なかなか見づらいと、ほかにもいろいろとあるんですけども、そういった御意見があるようであれば係のほうで見直しをしまして、より相手の方に分かりやすい表記に努めていけるように検討したいと思っております。

白石純一委員

大変ですね、御苦勞の多い業務ではあると思うんですけども、より専門的な知識を持つような方を育てたりですね、より長期にその仕事にあたってもらう方をつくるなどして、あるいはまた男性だけではなくて女性も活用して、ほんとにこの収納率を上げられますよう、ぜひまた来年も注視しておりますのでよろしく、来年も議会にあればですけど、注視しておりますのでよろしく願います。

続きまして、歳出の2款1項7目、財産管理に関してですけども、旧国民宿舎施設跡地利用事業者選定委員会について、3月の末に第2回選定委員会が行われたわけですけども、この場で2社からの書類、提出された書類が一切、選定委員には配布されずにですね、もっぱらプレゼンテーション、口頭の説明だけを委員が聞かれ、判断された。それに基づいて、市長が議会でこういう方針でいきたいというふうに発表されたわけですけども、この過程について問題はなかったでしょうか。

西平市長

選定委員のほうに配る資料に欠如があったのではないかというような御指摘ではないかと思っております。このことにつきましてはですね、今回の旧国民宿舎施設等の跡地活用事業者の募集に関しまして、事業者を選定するための選定委員会を設置しておりました。選定委員につきましては、これまでの議会での議論を踏まえて、観光宿泊に対して知見を有する民間の方を含めて、外部委員として委嘱をしていたところであります。委員会の開催にあたりましては、できる限り全ての委員に出席いただける日程を調整しておりました。ところが、外部委員の方にあっては、日々の業務上責任ある立場の方であるということから、限られた日程、あるいは限られた時間の中での出席をお願いするというところもありまして、限られた時間の中で行わざるを得ないという状況であったところであります。また、応募された2社のうち、1社は募集要項に基づく事業提案書が出されました。もう1社は事業構想のみが示され、募集要項に基づく具体の事業提案書は出されなかったという状況でありました。限られた時間ということを先ほど申しましたけれども、そういった中で応募された2社から直接選定委員会において、同じ条件のもとで提案内容を説明していただくために、2社の意向を踏まえて、プレゼンテーション形式をとらせていただいたところであります。選定委員の皆さまには、応募者のプレゼンテーションの内容につ

いて、限られた時間の中での事業者からの直接の説明に基づき審査を行っていただき、率直にさまざまな御意見をいただくことができたと考えております。こういったことから結果として、第2回の選定委員会において提出された事業提案書を配布しなかったことにつきましては、決して不適切とは言えないものと考えております。

白石純一委員

HKR社からの資料、私が情報開示でいただいた資料は、この3月時点では受領されておられましたか。

栗野財政課長

3月の第2回の旧国民宿舎の選定委員会においては、受領しているところがございます。

白石純一委員

ではですね、両方から書類は受領されているわけですから、なぜそれを配布されなかったのかが疑問であります。ちなみに、1月に締め切ったわけですから、それから2カ月経って選定委員会が開催された。それまでの間に、2カ月の間に、それらの資料は一切選定委員には示されていなかったと、あるいは6月まで示されなかったということによろしいんですか。

栗野財政課長

募集要項に基づく事業計画書につきましては、1社につきましては、期限までに提出をいただいたところですが、もう1社につきましては、期限までの提出がございませんでした。先ほど来、申し上げておりますように、事業構想の提出だけでございました。そういった状況を踏まえまして、今後、阿久根市の数十年先を見据えつつ、地域振興につながる観光宿泊施設を整備する事業者を選定するという選定委員会において、民間の委員の方にも御参画をいただいておりますことから、この選定委員会で2社の提案を比較審査できるよう、事業構想のみの提出であった事業者においても第2回の選定委員会開催までに、具体の事業計画を提案していただくことを要請を続けておりました。しかしながら結果としましては、第2回の選定委員会までに事業計画の提出はなされない結果となりました。したがって、それまでに配布をすればというお話でございますが、2社からの事業計画書がそろった段階で、委員に配布するのが適切ではないかと考え、1社のみを事前に配布するといったような対応は行なわなかったところがございます。以上です。

白石純一委員

同じ条件でするためにとおっしゃいましたが、一方は募集要項に基づいて提出してきた書類、一方はそれとはまったく関係のない書類を提出して、最低限でもその2つは出す、示すべきだと思います。あるいは、きちんと募集要項に基づいてきた事業者の書類は選定委員の方にお示しすべきだと、それは当然だと私は思います。そうなされなかったことが非常に残念であり、疑問があります。あと、お伺いします。その地元業者の方には、あるいはHKR社はそれまでに出示されていた書類は、選定委員の方には配布していませんということをお知らせいただいた上でプレゼンをされるよう依頼されましたか。

栗野財政課長

第2回の選定委員会において、プレゼンテーションを実施していただいたところです。その段階において、先に提出のございました事業計画提案書、ないしはその事業構想について委員の皆さんに配布していない、配布しないということについては、2社には御連絡はいたしておりません。ただ、第2回においてプレゼンテーションを実施いたしますと、どのような形式でされますかということの確認はさせていただいたところです。その中において、パワーポイントを使って実施しますということでごございましたから、両社ともパワーポイントを使ってプレゼンテーションを実施していただいたところです。以上です。

白石純一委員

HKR社の事前に提出された書類は、プレゼンテーションされた、パワーポイントでプレゼンテーションされた内容とほぼ同じものという理解でよろしいですか。

栗野財政課長

HKRさんがプレゼンテーションのときにパワーポイントで流されたものは、事前に構想としていただいたものとほぼ同じような内容となっております。以上です。

白石純一委員

それではですね、事前にいただいた書類を、当日お配りしても何ら問題はなかったはずでございます。1月に提出した書類をですね、3月の選定委員会で、選定委員がまだ見られていないということを知られずに地元業者はプレゼンされたわけですが、通常は提出した書類は当然のごとく見られているものとの前提でプレゼンテーションをされるものだと、常識的には思いますが、そうではないですか。

栗野財政課長

常識的にどのように考えるかというところの御質問かと思いますが、私どもとしては限られた時間の中で、どのような形でプレゼンテーションを行いますかという御確認をさせていただいて、2社とも自分たちの要したパワーポイントによるプレゼンテーションを実施しますということでしたので、そちらにもって説明で代えるということができると判断いたしましたところでございます。

白石純一委員

その地元業者を代表してプレゼンに出された方にお話を伺う機会がありましたが、当然書類は選定委員の片はごらんになられているという前提でプレゼンテーションをしましたと。なんでこんなこと聞かれるんだろうなど、資料を見ていただければ一目瞭然なのという質問もあったというふうに私は伺いました。では、その民間の選定委員の方にはそうした資料があるけれども今回配付しないよということはお伝えされましたか。

栗野財政課長

第2回のプレゼンテーションに関しましては、時間的に1月の開催から第2回までの開催に日程調整がなかなかうまくいかなかったということと、時間に限りがあるということをお説明をいたしまして、今般は直接、事業者の方から説明をいただきますということで委員の皆さんには御説明をいたしました。第1回から2回までが空きましたが、できますれば複数回開催してと思っております。

ましたけれども、時間的に余裕がなくなかった、調整がうまくいかなかったということで、現にプレゼンテーションで直接話を聞いていただこうと考えたところでございます。

白石純一委員

2カ月、締め切りから時間があつたんですが、それでも時間がなかったんですか。事前に配布することもできたと思いますが。

栗野財政課長

事前に配布する、しないに関しましては、先ほど御説明いたしましたように、2社において同じ様式に基づいて出てくることを期待して、出てこなかった1社に関しましては要請をいたしておりました。その間については揃ってから各委員の方に配布をいたそうと考えておりましたが、それは実現はできませんでした。結果としてはプレゼンテーションを直に説明を聞いていただいて、その中で議論を深めていただきたいと考えたところでございます。

白石純一委員

書類で提出したものをですね、正式な公募の形で書類を要求されて、提出されたものを、選定委員にお示しすることもなく、選定委員に意見を聞かれた。それに基づいて市長が議会での方針を述べられ、3回目で、第3回で初めて書類を配布されて、その場で見ていただいて、恐らく何十ページにも及ぶものだと思いますが、当然そこでも時間はないわけです。そうした過程を見ていると非常に不透明、疑惑がますます深まったと言わざるをえません。以上で終わります。

次の質疑ですけれども、歳出の3款2項4目、児童館費に関してですが、児童館の耐震化については耐震基準を満たしているか。1施設についてはその所有者が大丈夫ですよという資料を出してこられたようですけれども、それもどれほど確度の高いものか私には判断できません。それも含めてですね、児童館の耐震基準が不確かな、はっきりわかっていない施設がほとんどだと思いますが、小学校内で預かってられるところは恐らく耐震基準を満たしているものだと思いますが、それ以外の施設について、耐震化基準を確認しないままで、お子様を預かっているということは問題がないのでしょうか。

西平市長

お答えいたします。お尋ねの現在の学童クラブ施設を使用して運営していくことの是非についてでありますけれども、老朽化が進んだ施設もでございます。大事な児童を預かっているという観点から、安心・安全は施設の運営を図っていくことを考慮いたしますと、耐震不明な施設を使用することは適切ではないものと認識いたします。また、今後の方針としましては、耐震不明であります第1阿久根学童クラブ（訂正あり）の施設については、阿久根学童クラブとの統合を視野に入れて、施設整備を図るための用地調査等を行なおうとしているところでございます。その他の耐震不明な学童クラブ施設については、教育委員会及び学校との連携を図りながら、余裕教室への移転等も含めて、早急に対応し、利用可能な施設の確保に努めていきたいと考えております。以上です。

白石純一委員

ぜひそのように進めていただきたいんですが、保護者の方には、今現在、こ

ちらのお子様を預かっている建物は、耐震基準が確認されておられませんというお知らせはされていますか。

川畑福祉課長

保護者の方への周知については、耐震基準の報告については行なっておりません。

白石純一委員

私がもし子供がその施設に通っているのであれば聞くだろうし、そこまできなかなか普段ですね、忙しくて聞く、あるいはそういったことになかなか考えが及ばない方もいらっしゃると思うんですが、今後そういう情報を保護者の方に開示される予定はないですか。

川畑福祉課長

機会を見ながら、保護者等の周知等については努めていきたいというふうに思っております。

白石純一委員

ぜひですね、情報開示というのはこの時代大切ですので、保護者の方にもそういった実情を、包み隠さず御開示いただきたいと思えます。

次の質疑ですが、歳出の4款1項2目、健康増進費、幾つかの事業にわたるんですけれども、成果説明書にですね、この事業については健診等ですね、さまざまな健診がありますけれども、何パーセントの受診率であったと。あるいは、去年はこれくらいだったというところも書いてあるし、書いてないところもあるんですね。この成果説明書は唯一そうしたK P I、重要な指標を示せるところでございますので、健康増進課につきましてはそういったものを極力出そうとされていますので、私は高く評価いたしますが、願わくば、その前年、できれば前々年度と比べてですね、これくらい上がってますよと、あるいは下がってますよと、そういったところでP D C AのC、チェックをして来年以降どういうふうに指標を伸ばしていくための努力ができるのかといったための成果報告書であると思えますので、その点もぜひ、この健康増進課にだけに限らずですね、他の課の成果の中にもそういった指標をK P Iを入れていただいて、見える化、市民がその成果を数値で判断しやすくする努力はしていただきたいなどお願い申し上げます。そこで、具体的にお伺いしたいんですけれども、総合健診とですね、結核レントゲン健診、それぞれ別の日に設けられておりますけれども、同日にはできないんでしょうか。同日にすることによって市民の出かける手間も2回が1回に済むわけですし、私はそうすることで、総合健診の今かなり低位な受診率である数値も上がるのではないかと思うんですが、他の自治体でそうした2日を一度にやっているとところがあるのかも含めて教えてください。

西平市長

まず、レントゲン健診についてのお尋ねに答える前に、答弁の訂正をさせていただきます。先ほど、学童クラブの運営に関しまして、今後の方針として、阿久根学童クラブの話を見せていただきました。その際私、耐震不明であります第2阿久根学童クラブと申し上げましたが、正確には第1阿久根学童クラブでございました。申し訳ございませんでした。

それでは質問に答えさせていただきます。結核レントゲン健診、これはですね、中型バス1台で市内約90カ所を巡回して実施し、受診に係る時間は一人当たり約5分、待ち時間は会場の混み具合にもよりますが、最長で30分程度を要し、従事者は現在5名程度で対応しております。また、総合健診は健診に必要な資機材を搭載した大型バス5台で実施をしており、実施できる会場も限られている状況であります。なお、従事者につきましては、市職員も含め、50名程度で対応し、健診に要する時間は最長で2時間程度を要する方もいらっしゃいます。総合健診会場で結核レントゲン検診を同時に実施するとなりますと、待ち時間もこれまで以上にふえることも考えられ、会場のスペースの問題、また巡回レントゲン検診車で対応できる事業所は、県内1事業者のみで県内を巡回しているということから、同時の実施というのは難しいものと考えているところであります。以上です。

児玉健康増進課長

総合健診と結核レントゲン検診を同時に実施している市町村があるかというお尋ねでしたが、今のところそういった市町村は把握をしておりません。

白石純一委員

県内ではないということですか。

児玉健康増進課長

近隣を聞いたところ、今同時にしているところは、出水市も確認しましたが同時には実施はしていないということです。

白石純一委員

出水市以外では聞かれましたか。

児玉健康増進課長

他の市町村についてはまだ、そこは確認はとれておりません。

白石純一委員

ぜひ、調べていただいでですね、後日でも結構ですのでそういう自治体がないのか教えていただきたいと思います。

次に、成果説明書の50ページにあるんですけれども、肝炎ウイルス検診が、受診率1.6%ということですね。この数字だけ見れば大変低い数字だと思うんですけれども、これについても他市と比較されてはいないですか。

児玉健康増進課長

肝炎ウイルスの検診につきましては、本市においては40歳以上の方を対象として実施をして、その検診結果を主要事業の成果説明書には記載してあります。しかしながら、県の補助金の申請の際については、40歳以上65歳以下の方を5歳刻みで補助金の申請をしておりますので、その数値で申し上げますと、平成29年度の阿久根市の対象者につきましては、1,130人、受診者が47人、受診率は4.2%となっております。肝炎ウイルスについては県内の各市町村の受診率については公表はされておられませんので、本日、出水市のほうへ問い合わせをしたところ、同じような条件であれば出水市は対象者が2,032名、受診者が191名、受診率が9.4%となっております。ほかの近隣の市町につきましては、担当者が不在等のため確認はとれておりません。以上です。

白石純一委員

今、出水市さんだけお調べいただいたんだということですからけれども、やはり、それでも同じ基準で見たときでも出水市のパーセンテージで半分以下ということでしょうか。そういったことも含めて、この肝炎ウイルス検診、できれば今後、調べていただいて、じゃあなぜ阿久根市が低いのかと、その対策等もあわせて考えていただく。そして先ほど申しましたレントゲン検診と総合健診、同時にやってるところはないのか、やってるとしたらどのようにやってるか。阿久根市ではできないのか。そういったことも含めて検討していただいて、わかりましたらぜひお教えいただきたいと思います。以上です。よろしく願います。

野畑直決算特別委員長

以上で白石委員の質疑を終了します。

次に、竹原恵美委員の質疑を行います。

順次質疑をお願いします。

竹原恵美委員

認定第1号、歳出の7款1項3目、観光費における明治維新150周年記念事業についてお尋ねします。寺島宗則邸の再建などですけれども、これ当初ふるさと納税で全て賄うとおっしゃっていたのではなかったのでしょうか。いかがですか。

西平市長

竹原恵美委員にお答えします。この事業費の原資に充てる財源としましては、おっしゃるとおり企業版ふるさと納税を活用するというお話をしておりました。

竹原恵美委員

現状として、スタートを切ってみた状況からはこの目標は難しいということでは明白ですか。どのように今、お考えですか。

西平市長

この寺島宗則旧家保存活用プロジェクトにつきましては、財源としている企業版ふるさと納税というところでございました。議員お尋ねの話は、これが達成できなかった場合どうするのかということであろうと思いますけれども、企業版ふるさと納税の認定を受けるための、地域再生計画におきましては、最大限考えられるものとして、離れた場所に土地を購入し、記念館をつくることを想定し、4億7千万余りの計画を当初立てておりました。認定後、ランドデザイン作成を行ったわけではありますが、その際に地元の方々のヒアリング、さまざまな専門家の御意見をお聞きして、旧家については傷んだ部分の改修で、当時の郷土住宅の復元を目指すこととし、現在はトイレがないことから、別棟としてトイレ、展示品を収納する部屋、おもてなしの場をつくることとなったところでもあります。なお、別棟に関しましても、旧家の雰囲気壊すことのないように、以前は石蔵が建っていたというお話をお聞きし、風景画にも描かれていたことから、石蔵風の小さな建物を2棟、敷地内に建設するというデザインができ上がったものであります。そうすることで当初の計画よりは、およそ半分程度に事業費も縮小されておりますし、現在も優先的に実施すべきものについて

て、精査をしながら事業を進めております。企業版ふるさと納税につきましては、大変厳しい状況ではありますが、鋭意、寄附のお願いに努めているところであります。2番議員の一般質問でもお答えいたしました。企業版だけではなく、通常のふるさと納税、また市民の皆様からの御寄附もお願いしながら、幅広く寄附を募ってまいります。また、事業を精査しながら、補助金の活用できるものについては、補助金の要望をしていく予定であります。県の地域振興推進事業や魅力ある観光地づくり事業の要望を考えているところであります。寺島宗則の旧家保存は、本市の歴史文化を未来に引き継いでいく大切な事業でありますので、現在、職員一丸となって取り組んでおります。もし、寄附金の目標額が達成できないという場合については、事業の見直しを前提といたしますが、必要な部分については地方債の活用や基金の活用も考える必要があると思っております。以上です。

竹原恵美委員

今のお話で、一度確認させてください。4億7千万であった当初の考えは減少する、縮小していくという今は規模を縮小が考えられている。また、見直しも、施設そのものも見直しを行っていく考えがあるということですか。

西平市長

はい、そういうことになります。

具体的な見直し等については担当課長から説明させます。

堂之下商工観光課長

それでは竹原委員にお答えいたします。当初の計画では大きなものを考えておりました。旧家の補修だけではなくて、別の土地に記念館をつくるという予定でおりました。それが敷地内に小さなものをつくるということになりましたし、また周辺整備についてもどこまでをするかというところで、今考えているところがございます。その部分で、当初はかなり大きな金額で見積もりを出しておりましたけれども、精査していく中で金額も縮小してきたというところがございます。

竹原恵美委員

現時点で、ふるさと納税が幾らであるか別として、現時点では幾らの規模にしていくという考えというのはあるんですか。

堂之下商工観光課長

まだ実際、いろんな設計をしてみないとわからない部分もありますけれども、今のところ約半分くらいになるんじゃないかと見込みを立てているところがございます。

竹原恵美委員

一つ、安心とは言いませんけれども、今までのまんま走るのであれば、ある意味、役所は間違いを起さないと、無^む謬^{びゅう}性を感じるなあとというふうに思っていたところでした。見直しを検討されて半額までいきたいとおっしゃるところ理解しましたが、市長は市民会館のときは20億でいこうと、現時点でもそれもオーバーと発言もされています。今、寺島宗則邸は幾ら以上にはしていかないという考えがある程度、はっきりと宣言していただかないと、市民会館と同じ、やってもオーバーするという、いわゆる役所方式と言いますが、どれ

つくってもいつもオーバーしてくる。ある程度設定を今、勘でおっしゃるわけにはいきませんが、設定を市民に対して広報はしていただきたい。そういう考えでオーバーしていかないことをベースに最終、人件費だ何だというのは来ます。必ず来ますので、これ以上は市の負担をさせないということの宣言はある程度議会に対しては、市民に対しては、考えていただきたい、広報していただきたい。その制限をもってつくっていくくらいの気持ちはやっぱりあっていただきたいと思うのですがいかがですか。

西平市長

議員お尋ねの件は、この事業の見通しについて明確な額を示してほしいということじゃないかと思っております。今、観光課長から答弁させましたように、当初4億7千万ほど見込んでた事業費でありますけれども、現状を鑑みて修正を行ってきているという段階でございますし、まだ一部修正を行っている段階であります。おおむね、これの半分ぐらいになるのではないかという見通しがありますが、現時点でそこを精査した上でですね、明確な数字については、お話するのが適切ではないかと思っております。今、私のほうでしっかりとお話しできるのは、適切な財源の確保に精一杯努めて、そしてその実施に当たっては住民の皆様のために納得できるような、そして今後においても活用できるような、そういう施設をしっかりとつくっていくことが大事じゃないかと考えております。お話のように、今後について明確な数字というのは来たるべきときが来たらしっかりとお示ししたいと思っておりますけれども、現時点でのお示しというのは、手元にそういう明確なものがございませんので、お示しできないことを御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

竹原恵美委員

現時点でのグランドデザインには、旧家の再生と案内、カフェ、ショップ棟、一つの建物。もう一つ別にトイレと企画・展示棟という2つの建物。3つの建物とその外構、敷地の庭などのづくり替えまで随分入っていました。縮小するという事は、ある程度目的を定めた、展示は誰に見せるかということも絞っていかないと、生かしていけないのではないかと。観光者相手なのか、それとも教育メインなのか。残念ながらこうやって回収できることは全くない、お金が回収できることは全くないので、活用できるものをぜひ生かしていただけるものをつくってください。以上です。

もう一つ質問いたします。認定第2号、施設勘定において、大川診療所運営事業について、黒字化の意味を確認し、その現実性を聞きたいというふうにお尋ねをしております。以前、単体で運営していて、それがもう解消された時期なんですが、そのときは十分に基金を持っていて、単体で運営しているという状態をもって、赤字ではない、黒字の状態、赤字ではないと言っていたんですが、昨日、質問の中で聞きましたのは、一般会計からの繰り出しがあるかないかというところが黒字化という話をされました。この認識は市長もそうなんですか。

西平市長

大川診療所の運営についての黒字化の意味でのお尋ねでございます。この会計にとどまらずですね、各会計の財政運営については、独立採算制で行うこと

が基本であると考えております。国保特会における施設勘定においても、平成29年度決算においては、診療収入だけでは財源不足を生じるということから、一般会計から980万円を繰り入れているという状況であります。また、平成30年度の当初予算におきましても、400万円余りの一般会計繰入金を計上しております。この黒字化については、一般会計からの繰入金をゼロにすることが必要なことじゃないかと考えているところであります。

竹原恵美委員

今回、一度閉館を考えた、閉院を考えたところの時点から話が変わった。その1回の中の説明で私たち1回の中で閉館を考えましたが、実はその2者から提案があり、継続するという考えを考えた。運営の提案もいただけるというふうに聞いておりますという話だったんですが、その時点ですでに黒字化という言葉は、一般会計からだけ、事業勘定からの繰り入れの話は全くせずに、一般会計からの繰り入れがなければ黒字化という表現は使われていたのでしょうか。教えてください。

児玉健康増進課長

直営診療施設勘定においては、国の補助金、調整交付金がありますのでその分を事業勘定から繰り入れをして、ここ数年賄っていると。それ以外に、先ほども申し上げましたとおり、一般会計からの一般財源をつぎ込んで運営していると。当然、この一般会計からの繰入金をゼロにするのが、黒字化のまず第1歩だと考えております。

竹原恵美委員

そもそも、国民健康保険特別会計自体は、一般会計から繰り入れられて運営しており、それが大川診療所の特別会計に移動したとしても、直接の一般会計から大川に入るのと、国民健康保険特別会計を経由して入っている、両方が一般会計を結局通じているという品ではないのでしょうか。

児玉健康増進課長

国民健康保険特別会計の事業勘定から繰り入れている部分については、国の調整交付金が事業勘定へ歳入として受け入れ、そのまま同額を施設勘定へ繰り出しをしていると、事業勘定から施設勘定へ繰り出している金額については、一般会計の金額、お金というのは入っていないという状況です。

竹原恵美委員

以前、病院が提案して、随分減額をしてくださって今の形があるんですけども、病院にとってはそれ自体はデメリットなんですけど、阿久根市としてはその病院らのメリットは何とお考えなのでしょうか。つまりこのまま継続してつながっていきける状態を病院は持っていらっしゃる、それだけのメリットをお持ちなのか、何かおわかりでしょうか。

児玉健康増進課長

予算面のメリット、デメリットはなかなか一般会計から入ってますので、なかなか難しいのかなと思いますけど、ただ地域医療を守る観点から、当然、大川診療所を運営すること自体はメリット的にはあると考えております。

竹原恵美委員

私は随分単価を下げてくださいました、協力している病院のメリットはなんであ

るか。つまり、ぱっと手を切られれば阿久根市はとまります。それだけ相手もウインがないのにこのまま引っ張っていく状況が病院にあられるのか、その体制が整っていて、お付き合いいただいているのか知りたいんです。病院のメリットは何でしょうか。

西平市長

お答えさせていただきます。議員がおっしゃるのは、いわゆる財政的なメリットということを中心にお尋ねいただいていると思いますが、今回、診療報酬についてもかなり安く抑えていただいたところがございます。これに対する病院側のメリットということもございますけれども、先ほど健康増進課長が申し上げましたように、地域医療を守るという意味での各医療法人が果たす役割、これが与える影響ということを恐らくメリットとして考えていらっしゃるんじゃないかというふうに考えております。

竹原恵美委員

この状況をつくったのは、やはり提案をもって継続を決めたんですから、相手がぱっと手を切れば続けられないという状況で市民に提供していくのはちょっと疑問が、私は残るところです。そして相変わらず、今回決算の結果を向えて市長は理想的な状況がくれたとお思いですか、お尋ねします。

西平市長

この運営に関して先ほど来、議員のほうから黒字化という話もありながら、そしてまた、議員のお尋ねの趣旨はですね、永続的にできるのかという趣旨でのお尋ねでないかと考えております。現在、この運営にあたりましては、先の定例市議会の中でも申し上げましたとおり、診療所においては診療所だよりの発行、2カ月に1回の診療所における健康相談の実施、診療所の医師の紹介も含めたコラム記事を毎月市報へ掲載するなどして、身近な医療機関として診療所に来ていただく取り組みを行っているところであります。また、機器の委託料の減額や、医薬品単価の見直しにより歳出の削減も図れてきているという状況であります。こういった取り組みを行いながら、委託先のほうに医療法人と年度ごとや定期的に収支状況などについて協議を行い、健全で安定的な経営を目指していくこととしているところであります。この方針というものが今後の医療提供を地域でできるかということについては、ある一定程度の成果は得られるものと考えているところでございます。

竹原恵美委員

黒字化を言ったのは私ではなく、そこにこだわるべきは運営側のほうなんです。言葉は少し御理解いただきたいと思います。黒字化は私が言った言葉ではないです。今回、一般会計から1千万、約1千万入れているんですけども、今回の結果を受けて将来性、現実性はいかがと、これから本当に一般会計から繰り出し入らない状況ができていくという見込みを持たれましたか。これ以上の病院の提案があると見込んでこの1年間、まだこれから減額できる、運営費を減額できる、1千万減らせると見込みがあるんでしょうか、お尋ねします。

西平市長

平成29年度の決算におきましては、先ほど申し上げましたとおり一般会計から約980万円繰り入れを行っております。30年度当初予算においては、

400万余りの繰り入れを行っておりますので、当初から比べますと、おおむね600万円ほどの減額ができていますものと考えております。なお、今後についてはですね、これをゼロにしていくということがどこまでできるかというのは先ほど申し上げましたとおり、定期的にこの2医療法人ともいろいろ話をしながら、大川診療所のより効率的な利用について地域の方々にもしっかりと考えていただく機会を設けながら、取り組んでいくことが必要だと考えているところであります。以上です。

竹原恵美委員

これは要望なんですけれども、病院の運営も大変な病院の財政的なメリットもない、予算的なメリットもないところで支えていただいている現状ですが、これ、ある意味引っ張って大川を運営していくことは、阿久根にとっても負担があり、病院にとっても負担がある。一度閉めることを考えたときの理由、すごく遠くに病院があるわけじゃなくて、近くに阿久根市内まで走るのにそう難しい距離ではないこと、救急病院のような体制のような特殊性もないこと。条件は全く、運営上の条件は同じだと思います。そして地域の方々には眼科がないから、皮膚科がないから、科目をふやして、そんなことが要望のベースにあったと思います。そこには対応はできない病院です。それ、よく引っ張っていくかどうか、そう長くないうちにある程度の結論をつけることもお考えいただきたいと思います。以上です。

西平市長

お答えさせていただきます。この医療法人の代表者の方とは、直接的に意見交換を先般行わせていただいたところでもございました。医療法人の代表の方もですね、地域医療に対して医療法人だけではなかなか難しいという認識をお持ちであられました。そこで現在、大川地区においては、この診療所の果たす役割というのはこれから先拡充していくものというのをお示しがあったところでもございます。そういった面から、いわゆるお金の面だけではなくですね、地域医療に果たす医療法人の役割ということでも、責任をいろいろと感じられているというのが医療法人の代表の方の考え方でなかったかというふうに考えたところでもございました。なお、平成35年度までですね、公債費のほうが発生しております。約200万円という額でありますけれども、こちらのほうもあと4年、5年のうちにゼロになるということでもありますので、金額的な負担というのはより減っていくものと考えているところでもございます。以上です。

野畑直決算特別委員長

以上で竹原恵美委員の質疑を終了します。

認定第1号から認定第7号までの質疑をすべて集結いたします。

この際、暫時休憩します。

(休憩 14:22～14:31)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではこれより採決に移りますが、議案に関しての賛成、反対の表明につ

いては討論の中で行うようお願いします。

○認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

野畑直決算特別委員長

これより認定第1号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

竹原信一委員

一般会計決算認定について反対します。理由はまず、選挙管理事務局。局長は監査委員会兼務、職員も常駐するほどの仕事があるとは思えません。過剰配員だと判断しました。それから次に、市民環境課の生ごみの件ですけれども、生ごみを環境センターに持ち込む家庭用生ごみは1トン当たり3,560円です。阿久根市は2万円かけて処理しております。そして、これの引き取り手がないので今度は袋代を、袋に入れてどうにかしようとしている。2万円かけてごみをつくってるというようなことになりかねない状況になっております。それから、寺島宗則プロジェクトの件ですけれども、デザイン料が600万円、私は桁を聞き間違えたのかと思いました。デザインの内容も、どこかで見た使い回しのようなデザイン。しかも文化的な重み、哲学的なにおいが全くしない。商業主義の見本のようなデザイン、それに600万円もかけた。これははやりものですか、単に今の状態は。これが過ぎたら見向きもされなくなります。やり方が間違っております。次、都市建設課の家賃滞納者が悪質化している、法的措置を検討していく必要がある、こういう考え方をしておる。家賃を滞納できないだけで悪人扱いする、とんでもないことです。都市建設課は市営住宅の保全ができておりません。公営住宅法を守れていない。悪質です。自分たちはそのような状態でありながら、住民を悪人呼ばわりする感性がおかしいんじゃないでしょうか。それから企画調整課、台湾台南市との協定の件ですけれども、今後どのようなふうに進展していくかを検討するなどという態度、一番最初ではほかの自治体がどのようなことになっているかを調べるのが筋です。全くの仕事が、やり方がなっていないと言わざるを得ません。木質バイオ、その件についても同じようなものです。それから農政課、西目地区の集会施設、これは長年ただで勝手に使わせてきた倉庫。私が指摘したことから有料といいますか、その方向で検討したようすけれども、入札をしました。だれも知らない状況で、今まで使っていた相手に、入札を偽装させて、公正さを偽装したわけですね、癒着の継続でしかない。公共物を預かる市役所として、仕事が全く基本ができてないと言わざるを得ません。

野畑直決算特別委員長

竹原委員、先ほど偽装という旨の根拠があるかないかのところが、言葉には慎重に発言をしてもらいたいと思いますが。

竹原信一委員

わかりました、はい。

それから、教育委員会の生涯学習課のほうですけど、学芸員を採用して埋蔵

文化財に対応するようにしたと。ほとんど仕事はないのに学芸員を採用して、能力の無駄遣いです。本当にもったいないことだと思います。トータルとしてこのような状態の決算を認定するなどというのは、議会としてどうなんでしょうか。ノーベル賞受賞するあの本庶佑教授が言ってます。教科書に書いてあることには間違いがたくさんある。私たちは役所を疑うのが仕事です。今のような阿久根市政であっては全く救いようがない、そのように思います。

白石純一委員

賛成の立場から討論させていただきます。全体的にももちろん賛成なんですけれども、その中で2款1項7目の選定委員会出会謝金については3万3千円が8名の民間委員の方に支払われています。大変お忙しい方々ばかりだと思いますが、その方々に2回出会いただいて、8人で3万3千円と大変破格な金額で御協力いただいたことに感謝しなければならないし、その委員の方々に本当にご苦労さまでしたと言いたいです。その方々に対して市は選定の資料を、応募者から出された資料を示していなかったということについては、市の大変落ち度があると思います。その過程に大変正すべきところがあるという意見を伏した上でこの出金については認定するものですので、全体に関しても認定するという趣旨で賛成いたします。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれにて討論を終結いたします。

これより認定第1号、平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、一般会計を採決します。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

賛成多数と認めます。

よって認定第1号は認定すべきものと決しました。

○認定第2号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に、認定第2号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれにて討論を終結いたします。

これより認定第2号平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、国民健康保険特別会計を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって認定第2号は認定すべきものと決しました。

○認定第3号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に、認定第3号を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれにて討論を終結いたします。

これより認定第3号平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、簡易水道特別会計を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって認定第3号は認定すべきものと決しました。

○認定第4号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に、認定第4号を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれにて討論を終結いたします。

これより認定第4号平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、交通災害共済特別会計を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって認定第4号は認定すべきものと決しました。

○認定第5号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に、認定第5号を議題とし討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければこれにて討論を終結いたします。

これより認定第5号平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、介護保険特別会計を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって認定第5号は認定すべきものと決しました。

○認定第6号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に、認定第6号を議題とし討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければこれにて討論を終結いたします

これより認定第6号平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療特別会計を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって認定第6号は認定すべきものと決しました。

○認定第7号 平成29年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

野畑直決算特別委員長

次に、認定第7号を議題とし討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ以上で討議を終結します。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければこれにて討論を終結いたします

これより認定第7号平成29年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって認定第7号は認定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件はすべて議了しました。

お諮りします。

付託されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めそのように決定しました。

野畑直決算特別委員長

以上で本委員に付託された案件はすべて議了しましたが、ここで今後の決算審査の参考とするため、審査等に関して委員から御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

白石純一委員

先ほどの総括質疑でも申したんですけれども、一部の課長は成果説明書を使われてですね、その中で指標、KPI等も使われて、大変わかりやすく説明されていた課長もありましたが、全くこの成果説明書には触れずに説明をされた課もございました。その辺りをですね、できれば私はこの成果説明書にも触れていただきながら、全ての課が同じような形で、先ほども申しましたPDCAのチェックをして、次の予算作成にどのように生かすかということが大事だと思いますので、その辺りを委員会として執行部に要望いただければと思っております。

竹原恵美委員

幾らか準備をして考えていたんですけれども、まずは説明書の右側に選択されたものを話していく、もともと伝えるべきものを説明書の備考のところにあげていただいて、それを中心に説明していけるようにまず書類をつくって、そういう流れで説明していただきたいと、事項別明細書を一緒に並べはしますけれども、課の中では事項別明細書、項目、何に使われてるか、文章は全く出て来ないところですが、これはもう使わずに上手に説明書だけを使っていく、そのためには説明書の備考の作り方がうまくつくられている課がありました。そのようにしていただけるととても追っかけやすいと思います。もう一つは、記入のない部分の話、言えば前語りみたいなところが全体の最初に出てくる課と、ものによってはですけれども、間に入ってくる課がありますが、その前語りの部分をまず御説明しますで、ずらずらと言って、内訳の数に入っていく方はいいんですが、しゃべりながら数を言ってる途中で前語りが入ってくる方がいらっしゃるんです。メモを取らないのに、あれ、数どこだろうというような状態がありました。前語りを最初にもってくることもいいですし、できるところはそれが分かりやすいですし、間に、項目の間に入れるときもまず、御説明します、ずらずらと言って数に、書類のページと数に入っていくのがわかりやすい、そういう方もいらっしゃいました。そして、数を並べておっしゃるときに、数字を言って減です、という減なのか増なのか、大事なのか大事じゃないのかもわからない。うまい方は、減少数はなにに、というふうな言い方をします。数の表現の仕方が最初に増なのか減なのか、何のことを言うのか前振りしてから数字をおっしゃる方がありますが、これがうまいと思いました。そして表現のものではありませんが、成果説明書で現状と課題、現状とつながっていないところが少し見られました。さっき、悪質という言葉もあ

りましたけれども、私が見つけたのも、言葉ははっきりしないですが、身勝手な夜間の医療の利用の仕方ということを書いてあったので、無茶な使い方という意味で書いてあったように思いますが、現状を聞くと、電話をかけてから行ってほしいというのが真意であって、やたらめったら夜に通われている現状を確認したものではなかったということなので、どうも現状と課題という言葉に適していない、現状に即していない報告になってることに気が付いています。これも、言葉に注意してぜひ表現をしていただきたいと思います。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

要するに、委員会が審査しやすいような説明をしていただきたいということです。わかりやすいような、審査しやすいような、それに尽きると思いますので、執行部も努力していただきたいと思います。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければただいま出された御意見につきましては、今後の審査において参考とされることを期待して、これにて決算特別委員会を閉会いたします。

(散 会 14時49分)

決算特別委員会委員長 野 畑 直